

声 明

(統一教会に対する解散命令の確定について)

2026 (令和8) 年3月4日

全国統一教会 (世界平和統一家庭連合) 被害対策弁護団

上記弁護団	弁護団長	弁護士	村越	進
同	副団長	弁護士	内田	信也
同	副団長	弁護士	吉岡	和弘
同	副団長	弁護士	紀藤	正樹
同	副団長	弁護士	塚田	裕二
同	副団長	弁護士	荻原	典子
同	副団長	弁護士	植田	勝博
同	副団長	弁護士	木村	豊
同	副団長	弁護士	平田	広志
同	事務局長	弁護士	川井	康雄

外353名

1 本日、東京高等裁判所は、東京地方裁判所の2025 (令和7) 年3月25日付け解散命令決定に対する統一教会側の抗告を棄却するとの決定を出しました。この抗告審決定により、統一教会による特別抗告・許可抗告の申立ての有無にかかわらず、解散命令は確定し、裁判所により選任された清算人による清算手続が開始されることになりました。

本日の抗告審決定は、東京高等裁判所も、統一教会による長年にわたる献金勧誘行為等によって生じた深刻かつ膨大な被害実態を正しく理解し、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」(宗教法人法81条1項1号)と断じたものであり、当弁護団はこれを高く評価します。

また、本日の解散命令確定に至るまでの文化庁を始めとする政府関係者の皆様、その他関係者の皆様の真摯な取り組みに、改めて敬意を表します。

2 当弁護団は、日本弁護士連合会(日弁連)のバックアップを受けて2022(令

和4)年11月に設立され、日本司法支援センター(法テラス)と連携協定を締結し、以後、3年以上にわたり統一教会との集団交渉、集団調停、集団訴訟(2世訴訟)により被害者の救済に取り組んでおり、この間、195名の被害者について調停を成立させ、統一教会から約39億6000万円の解決金を取得して被害回復を実現してきました。現在も、なお110名の被害者から依頼を受けて集団調停、集団訴訟(2世訴訟)を行っており、約48億円の損害賠償請求権を有する債権者代理人の立場にあります。

未だに声を上げられない方、解散命令確定が被害を自覚するきっかけとなる方など膨大な数の被害者が、日本だけではなく、韓国など世界中に存在しています。当弁護士は、依頼者だけでなく、これから声を上げる方を含め一人でも多くの被害者を救済するために引き続き全力を尽くす決意です。

今般選任される清算人におかれては、被害者を一人も取り残すことなく救済するという強い姿勢で丁寧に清算業務に取り組んでいただくよう、また、被害者救済に取り組んできた当弁護士との連携に務めていただくようお願いいたします。当弁護士は、被害者救済のためには清算人への協力を惜しみません。

3 抗告審決定を目前に控えた本年2月4日付けで、警察庁は、全国の警察本部及び警察署宛てに通達を出し、清算事務を妨害する行為等に対する適切な対応を指示しています。

当弁護士は、統一教会に対して、今後の清算手続において、清算業務の妨害や資産の隠匿・移転などを一切行うことなく、清算人の指示に従って清算業務に全面的に協力するよう強く求めます。

また、解散命令が確定して宗教法人格を失っても統一教会は「宗教団体」としては存続し得ますが、宗教団体としても決してこれまでのような違法な献金勧誘行為等を行わないよう強く求めます。

4 最後に被害者の皆様へ、ようやく公正な第三者である清算人の下で、皆様の救済を図ることが可能になりました。ぜひ、被害の声を上げてください。当弁護士は皆様の味方です。清算になってどうしたらよいのか、何ができるのか、わからないことが多いと思います。ぜひお気軽に当弁護士にご相談ください。

また、本日の抗告審決定を機に統一教会を脱会しようとする信者の方もいる
と思います。そのような方も、ぜひ当弁護士団にご相談ください。

当弁護士団の相談窓口は以下になります。

電話（平日午前10時半～15時半）：03-6261-6653

相談フォーム（365日24時間）：<https://www.uchigai.net/#>



以上